

つくば市区域外就学許可基準

令和8年4月1日改定

- ※つくば市外に住民登録をしている児童生徒について、つくば市内の小中学校・義務教育学校への就学(入学)を希望する場合
- ※提出書類の不足や不備、虚偽の申請、当初の事情に変更があった等の場合には、本来就学すべき学校へ就学していただくこととなります。
- ※通学方法については、原則、保護者の送迎となります。

区 分		許 可 要 件	許 可 期 限	必 要 書 類 等
住所異動に関する理由	転出	小学生・中学生の市外転出の場合。	学年終了まで	
	転入予定	住宅の建築等により完成(購入)後の住所異動が確実であり、予定先の学校に就学したいとき。	教育委員会が認める期間(おおむね1年以内)	建築確認申請書の写し 建物の売買契約書の写し 建物賃貸借契約書の写し
	一時的な転出	住宅の新增改築のため一時的に転出するが、住宅の完成後に戻するため、現在の学校に引き続き就学したいとき。	教育委員会が認める期間	建築確認申請書の写し 売買契約書の写し 建物賃貸借契約書の写し
身体に関する理由		障害や病気治療等のため指定学校への通学が困難であると認められるとき。	教育委員会が認める期間	医師の診断書の写し
家庭に関する理由	保護者の勤務等の事情により、祖父母宅・親類宅で放課後保育をするため、その学区の学校に就学したいとき。(小学校・義務教育学校1～6年生のみ該当)		学年終了まで(年度更新)	勤務証明書 保育籍証明書 申立書兼同意書
	保護者の勤務等の事情により、放課後児童クラブ等で放課後保育をするため、その学区の学校に就学したいとき。(小学校・義務教育学校1～6年生のみ該当) ※放課後児童クラブ利用を理由として指定学校変更をする場合、勤務地や勤務時間等により指定学校を対象とする児童クラブ利用では不都合がある場合に限る。		学年終了まで(年度更新)	勤務証明書 児童クラブ在籍証明書 申立書兼同意書 ※つくば市公営児童クラブ利用の場合は、申請書類・決定通知の写しで可
	保護者が自営業を営んでいて、放課後経営する事業所内で保育をするため、その学区の学校に就学したいとき。(小学生・義務教育学校生1～6年のみ該当)		学年終了まで(年度更新)	勤務証明書 保育籍証明書 申立書兼同意書
	家庭内暴力又は債権の取り立て等の特別な理由により、指定学校に就学できないとき。		学年終了まで(年度更新)	賃貸借契約書の写し
きょうだい 在籍に関する理由		きょうだいが在籍している学校へ就学したいとき。	卒業まで又はきょうだいの在籍期間まで※1、2	
教育的配慮に関する理由		教育委員会が特に妥当と認める場合。	適当と認められる期間	必要書類は、状況に応じて教育委員会が決定する。

※1 義務教育学校においては、1～6年生は6年生終了時、7～9年生は9年生終了時までとする。

※2 既に在籍の児童生徒について卒業までの承認等がない場合には、その承認期間又は在籍期間までとする。

※ 教室数に余裕がなく、今後の児童・生徒数の推計からみて、指定学校変更での受入れを制限する学校を指定する。なお、今後の状況により学区の変更もあり得る。

(いじめに関する理由、不登校に関する理由、兄弟在籍に関する理由等の特別な理由がある場合は協議する。)

(指定学校変更制限校:竹園西小学校、香取台小学校、研究学園小学校、竹園東中学校、研究学園中学校、学園の森義務教育学校、みどりの学園義務教育学校)